

一括請求 Assist ソフトウェア使用約款

第1条(使用承諾)

京都信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)が提供する京信でんさいサービス(以下「でんさいサービス」といいます。)の利用契約者(以下、「お客さま」といいます。)は、でんさいサービスの一括記録請求データ作成用ソフトウェア「一括請求 Assist®」(以下、「本ソフトウェア」といいます。)を本使用約款の各条に従うことを条件に無償で利用できるものとします。

第2条(利用する目的の範囲)

当金庫はお客様が当金庫の提供するでんさいサービスを利用する目的の範囲で本ソフトウェアの使用を許諾するものとします。

第3条(使用の制限)

1. お客さまは、本ソフトウェア及び付属するドキュメントについて、第三者への移転、譲渡、再使用許諾等を行ってはならないものとします。
2. お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等について、リバースエンジニアリングその他の方法により解析を行ってはならないものとします。
3. お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等について、変更または修正を行ってはならないものとします。
4. お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等に表示された著作権表示を削除してはならないものとします。

第4条(ソフトウェアの権利関係)

1. 本使用約款に基づく使用許諾を除く本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム及び情報等に関する一切の権利は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティアに帰属します。
2. お客さまは、本使用約款に基づく使用許諾を除き、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム及び情報等に関するいかなる権利も有しません。

第5条(機密保持)

お客さまは、本使用約款に基づく本ソフトウェアの使用継続中または、使用終了後にかかわらず、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム及び情報等について、第三者に開示してはならないものとします。但し、以下の各号に規定する情報は機密保持の対象外とします。

- (1)当該情報を取得した時点で既に公知となっていた情報
- (2)本使用約款に違反することなく当該情報を取得した後に公知となった情報
- (3)当該情報を取得した時点で既にお客さまが保有していた情報
- (4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず合法的に入手した情報
- (5)当金庫から開示された秘密情報を利用することなく独自に知得したもの

第6条(従業員に対する措置)

1. お客様は、お客様の従業員、派遣社員、嘱託社員等お客様の指揮・命令を受けて、お客様の業務に従事する者(以下、総称して「お客様の従業員等」といいます。)に対して、本使用約款の目的に必要な範囲で、本ソフトウェアを使用させることができるものとします。なお、お客様は、お客様の従業員等に本ソフトウェアを使用させるにあたって、本使用約款においてお客様が負っている義務と同等の義務を遵守させるものとします。
2. 前条の規定に関わらず、お客様は本ソフトウェアの使用のために必要な情報をお客様の従業員等に開示することができます。但しこの場合、お客様はお客様の従業員等が知りえた前条所定の情報を第三者に開示もしくは本使用約款の目的に必要な範囲を超えて利用または使用しないよう適切な措置を取るものとします。

第7条(使用許諾終了時の義務)

お客様は、本使用約款による本ソフトウェアの使用が終了した場合、本ソフトウェア本体、関連する全てのプログラム及び情報等を、お客様の責任と負担において破棄するものとします。

第8条(損害賠償)

本ソフトウェアを使用してお客様が期待する結果が得られない場合及び本ソフトウェアを使用した結果、お客様が直接的あるいは間接的に損害を被った場合は、本ソフトウェアないしデータの瑕疵その他原因の如何に関わらず当金庫は賠償の責めを負いません。

第9条(免責)

天災・火災・騒乱等、当金庫の責に帰すことのできない事由等やむを得ない事由により本ソフトウェアに関するサービスの取扱いが遅滞、あるいは不能となった場合は、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第10条(譲渡)

お客様は、本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等および付属するドキュメントの全部または一部を第三者に譲渡したり、使用許諾、占有の移転その他の方法で使用または占有させることはできません。また、お客様は、本使用約款上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

第11条(使用許諾の終了)

1. 当金庫は、お客様が本使用約款に違反したとき、または当金庫が本ソフトウェアの無償提供を中止する場合、本ソフトウェアの使用許諾を直ちに終了できるものとします。
2. お客様は、本ソフトウェア本体、関連するすべてのプログラム及び情報等を破棄することで本ソフトウェアの使用をいつでも終了することができます。

第12条(規定の変更)

当金庫は本使用約款を変更する際は、当金庫ホームページ等、当金庫の定める方法によりお客さまに告知します。お客さまが変更日以降に本ソフトウェアを使用する場合は、変更した使用許諾を承諾したものと取り扱います。なお、当金庫任意の変更によって損害が生じたとしても当金庫は一切責任を負いません。

第13条(準拠法・管轄)

本使用約款の準拠法は日本法とします。本使用約款に関する訴訟については、当金庫本店所在地の管轄裁判所とします。

以上